**相　殺　合　意　書**

株式会社　　　　（以下単に「会社」という）と　　　　　（以下単に「従業員」という）とは、従業員において会社に対して下記の債務を負担していることを認め、会社と従業員は、当該債務を従業員の給与から相殺することについて、以下のとおり合意する。

**第1条（債務の確認）**
従業員は、会社に対して以下の債務を負担していることを確認する。

1. 債務の内容
2. 債務額　金　　　　円
3. 債務の発生原因
4. 弁済期　令和　　年　　月　　日

**第2条（相殺の合意）**

1. 従業員は、前条の債務を、　　　年　　月分以降の給与から毎月金　　　　円ずつ相殺することに同意する。
2. 相殺は、給与支給日に行われるものとする。
3. 相殺後の給与額が最低賃金を下回る場合、その月の相殺額を調整し、最低賃金を下回らないようにするものとする。

**第3条（退職時の処理）**
従業員が退職する場合、未払いの債務残高がある場合は、退職金その他会社が従業員に支払うべき金銭から一括して相殺することができるものとする。

**第4条（合意の任意性）**
従業員は、本合意が自らの自由な意思に基づくものであることを確認する。

**第5条（協議事項）**
本合意書に定めのない事項または本合意書の解釈に疑義が生じた場合は、会社と従業員が誠意をもって協議し、解決するものとする。以上、本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、会社と従業員が各1通を保有する。

○○○○年○○月○○日

会社　　住所

名称

代表者 　　　　　　　　 印

従業員　住所

氏名 　　　　　　　　　 印